一、全部ノ従業者ヲ従前通リ使用セラルヽコト。
一、従業者中ヨリ代表者一名ヲ選ビ営業上一切ノ
　支配権ヲ委セラルヽ事。
本件交渉當事者ヨリ訓令ニ依リ山梨運輸手合ノ
新郷専務全紀宮從ヒ、役員ノ我等全ク両者ノ意思
合致シ相手方共ニ主張ヲ放棄シ本件ハ全ク前
ノ状態ニ復シ今後会社ノ存続ヲ以テ互譲協調ニ之レ
務ムルコト申合セ別ニ覚書ノ文書ヲ四月四日完全
ニ和解成立セリ。

⑫ 新宮木材同業組合 （二〇一二三〇）
所在地　和歌山縣東牟婁郡新宮町
労働者　四六六名
参加者　全員
争議経過
当組合ハ営業不振ノ為メ一割値下ヲ実施セントセシニ従
業員側ハ強硬ニ反対シ之ヲ一蹴シテ紛糾セシニ因リ三月
二十日ヨリ争議化シ同三十日左記条件ニテ解決ス
（一、四月一日ヨリ挽材職工賃金五分値下ヲ実行ス、
但シ世帯主職工ニシテ一日一円五十銭以下ノモノヲ除ク。）

⑬ 稲生村石灰十五工場 （二一五一四、八）
所在地　高知縣長岡郡稲生村
労働者　二六六名（内女九名）
参加者　二五五名
争議経過
土佐石灰職工組合

財團法人協調會